

根室市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の策定にあたり、基本方針及び推進方針等について協議を行う機関として、根室市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及びその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) プランの基本方針及び推進方針等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プラン策定に必要な事項に関すること。

(委員構成)

第3条 委員会は、15名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、経済団体、町会、教育団体、福祉団体、通訳者、行政、就労関係、警察、水産団体、交流団体、公募による者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員委嘱日からプランの完成する日までとする。

(報酬等の支給)

第5条 委員の報酬は無報酬とする。

(座長)

第6条 委員会には、座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

- 2 座長は委員会の議長として会務を総理する
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会開催)

第7条 委員会は、必要に応じて座長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるとき、委員以外の者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、北方領土・国際交流部国際交流室において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、交付の日から施行する。